

## 石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等検討会開催要綱

## 1 目的

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 257 号。以下「改正政令」という。）に基づき、平成 18 年 9 月 1 日から、石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供及び使用（以下「製造等」という。）が全面禁止されたところであるが、国民の安全上の観点等から非石綿製品への代替化には実証試験が必要である化学工業、鉄鋼業等の既存施設で使用される特殊な用途のジョイントシートガスケット等については、改正政令に適用除外製品等として掲げられ、製造等の禁止が猶予されているところである。

これらの適用除外製品等についても、早期の非石綿製品への代替化が強く求められている中、改正政令の施行日以降、関係事業者等の取組により非石綿製品への代替化のための実証試験等が進展していること等を踏まえて、その代替化の可能性、代替可能な時期の特定等を行うこととするため、石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等検討会を数次にわたり開催し、概ね平成 20 年 2 月を目処に検討結果を取りまとめ、適用除外品の早期の製造等の禁止措置を講ずることに資することとする。

## 2 検討事項

- (1) 現在、製造、使用等が行われている適用除外製品等の把握
- (2) 適用除外製品等の代替化の可能性及び代替可能な時期の特定
- (3) その他

## 3 その他

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局長が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会は、必要に応じて、適用除外製品等やその代替製品のメーカー、ユーザー等関係者からのヒアリングを行うことができる。
- (4) 本検討会は、原則として公開とするが、検討に当たり、企業の生産ノウハウ等に係るヒアリング等を行う場合には、必要に応じて非公開とすることができる。
- (5) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課において行う。